

# 大坪会計ニュース

編集発行人 税 理 士 大 坪 利 郎

〒555-0001 大阪市西淀川区佃1-23-17 TEL 06(6473)5901代 FAX 06(6474)2816

紫陽花

(水無日) IUNE

	> 6月の祝務と労務	
B	税/5月分源泉所得税の納付	6月10日
I	税/所得税の予定納税額の通知	6月17日
I	税/4月決算法人の確定申告	
	(法人税·消費税等)	7月1日
I	税/10月決算法人の中間申告	7月1日
I	税/7月、10月、1月決算法人の消費制	等の中間
	申告(年3回の場合)	7月1日
地	方税/個人の道府県民税及び市町村員	見税の納付
	(第1期分) 市町村の条例	で定める日
224	数 / 健康保险。图片生态保险地保险等	

•	月	火	水	一木	金	-
*	1 (1)		180	1	15	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	1			2.2		

労 務/健康保険·厚生年金保険被保険者賞与支払 労 務/児童手当現況届(市町村役場に提出)

7月1日



届

**既存住宅売買瑕疵保険** 中古住宅の検査と保証がセットになった保険制度。購入した 中古住宅に、後日、兩漏り等の欠陥が見つかった場合、保険に加入している住宅であれば、 保険会社(住宅瑕疵担保責任保険法人)から補修費用等の保険金が保険契約者である中 古住宅の売主(売主が倒産等の場合は購入者)に支払われます。

支払後5日以内

制改正で行われました。贈与税の納税猶予制度について、贈与税の納税猶予制度について、 一日以 なお、改正 1 場 株 後の相続・遺贈又は贈適用は平成二十七年一 式等に 係る相続税

改正点

からとされ

(1)

適用要件の緩和

1 ていましたが、五年間の平均なければならないこととされならないこととされていましたが、五年間の平均では、 には、適用後五年間は毎年、 税猶予の適用を受けた場 唯保要件 上であれば良

したが、この要件が廃止され、ばならないこととされていま 者 ばならないこととされていま 者は、経営者の親族でなけれ 後継者の親族要件 族以外の者が後継者として 改 IE され まし



# (2)利子 税の負担軽減等

会には、猶予税額とその期間合には、猶予税額とその期間についての利子税を納付しなければならないこととされていますが、利子税率が年二・一%から年○・九%に引き下げられ、納税猶予を取り消された場を超えていれば当初五年間の 子 税が 免除され ます。

よっ Ŀ 7 得 した場合でも 一名でも適用の人は贈与に

先代経営者退任要が 先代経営者が役員を ることが贈与税の納税が 要件となっていましたが 支え 象とされます。 有給の役員である ないこととさ ましたが いってもい 税猶予 九 ます。 差与代のす

> 1 (3) を受ける必要があ に納 手続きの 子 前 簡素

2 ていました。改正では、このを受けられない仕組みとなっ 削 そこで、添付書類の一部が重複するものがありました。 受けなけれ ずの適用を受ける認制度の廃止 ば納税猶予の 日する書類にも 経済産業大臣 その後、 b 確認を 部が 適用 認定 2

4 3 も一定の要件を満たせば、株が、株券不発行会社についてしたが、株券不発行会社について 要があったため、性株券を担保として提 券を発行しなくても適用が受 が受 株券不発行会社の 認定が取り消され、延納・物納の適用 られることとされ 制 度の適用を受けるには、 場合には、 提供する必 子 延

れといる び額ま取な まな場いし特のすりっ総総た付継る品含継人 。てに特が利囲、 们がか益た金人です さ客なあ。及金いがと

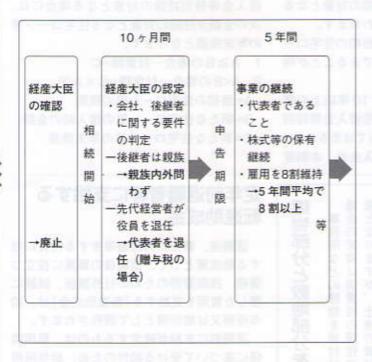
(4) (1) 新貨後い商を後五ち該型と 当会がこ資 さは すっ合はた別範が消た収収にを者このめ者以常し社での産 産 れ物 保 ま納 有 しの 型 た選 슾 社 0 つ行 な対 るか員件会産け判 改 とすい っと親は数の社保る定 īE

がうに有こ

族

# 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の流れ

がる



猶予税額が免除される 「死亡」以外の例

が 0

きるこ

- ○会社の倒産の際は全 額免除、事業再生の 際は再計算し一部免
- ○後継者への贈与
- ○同族関係者以外の者 に株式等を全部譲渡 した場合(譲渡対価 等を上回る税額を免 除)

株式等の 保有継続等 後継者の 死亡等

申告・担保提供

要件を満たさなく なった場合



全額納付等

延納・物納も可

株式等を譲渡等 した場合



譲渡等した部分 に対応する猶予 税額を納付率



猶予税額 の免除

後継者の相続税のうち 議決権株式等®の80% に対応する相続税の 納税を猶予(贈与税は 全額納税猶予)

**亚発行済議決権株式等** の 2/3 に達するまで

※利子税(特例:年2.1%→0.9%)も納付。 承継5年趙で5年間の利子税を免除。

# 借換え、再借換えをした場 合の住宅借入金等特別控除

より低い利率にするため住宅ローン等を 借り換えることがあります。

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅 ローン等は、住宅の新築、取得又は増改築 等のために直接必要な借入金等でなければ なりません。したがって、借換えによる新 しい住宅ローン等は、原則として住宅借入 金等特別控除の対象とはなりません。

しかし、次のすべての要件を満たす場合 には、住宅借入金等特別控除の対象となる 住宅ローン等として取り扱われます。

- ① 新しい住宅ローン等が当初の住宅ロー ン等の返済のためのものであることが明 らかであること。
- ② 新しい住宅ローン等が10年以上の償 還期間であることなど住宅借入金等特別 控除の対象となる要件に当てはまること。 C=新たな住宅ローン等の年末残高 この取扱いは、新たな借入金が、本制度

建

物

部分と敷地

部分を区

分記

載

た賃貸料

0

費

の適用要件の一つである10年以上の割賦 償還の方法で返済することとされているよ うな場合に、本制度の適用対象外とするこ とは適当ではないという考えによるもの で、その趣旨からすれば一度目の借換えの みに限るべきものではないと考えられま

したがって、借換えをした住宅借入金に ついて再度借換えをした場合であっても一 定の要件を満たしていれば、引き続き住宅 借入金等特別控除の適用を受けることがで きます。

借換えによる新たな住宅ローン等が住宅 借入金等特別控除の対象となる場合には、 次の金額が控除の対象となる住宅ローン等 の年末残高となります。

- 1 A≥Bの場合…対象額=C
- 2 A<Bの場合…対象額=C×A/B</p> A=当初の住宅ローン等の残高 B=新たな住宅ローン等の借入時の金額

製地部分の賃貸料を建製地部分の賃貸料を建 水となり 物合の家賃は 事務所などの 地 課 除税の対象 0 部分を含め 賃貸料とし ます。 などの # 象とは 寸 が 消 建 を契約り地 賃 税 たとしても、 賃 0 を 料全 物にまの課 貸付の 部 お 世 ん。 分と 付の対 いて 0 0

スビル

等

0

貸

付

H

んし、ビスかとし、 その 必使用 よの 使用には、 ル 合 建 て決 等 0 その 考 は随 0 0 は土地の貸付けに伴う の貸付けに伴う の貸付けに伴う 次定される それ 所在 は 寸 る場合 賃貸 る た ま料

# 定年前退職者等に支給する 転進助成金

退職後、新たに再就職等をする社員に対 する助成策として、退職後の職業に役立つ 資格、技能習得のための社外講座、試験に 要した費用を支給する「転進助成金」は、給 与所得又は雑所得として課税されます。

退職前に支給が確定するものは、雇用関 係に基づいて受ける給付のため、給与所得 に該当します。

退職後に支給が確定するものは、退職に 基因して支払われるものではなく、また、 本制度の対象となる講座や試験に該当しな ければ助成は受けられないことから、給与 所得、退職所得及び一時所得のいずれにも 該当せず、雑所得に該当することとなりま す。

転進助成金は、使用者の業務遂行上の必 要に基づき、使用人としての職務に直接必 要な資格、技術の習得を目的としたもので はないため、非課税とはなりません。